

## 京都市教養文化・体育会館自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市教養文化・体育会館に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

### 1 設置目的

市有財産を有効活用することで、財源確保を図り、市民サービスの向上を進めていくことを目的として京都市教養文化・体育会館に飲料自動販売機を設置します。

### 2 設置場所等

設置番号	場所及び寸法（mm）上限	台数	空容器回収箱を含めた設置面積上限	最低使用料（税込）
①	設置場所：京都市教養文化・体育会館 1階（玄関ホール） 寸法：W1200×D800×H1900	1台	2.18 m <sup>2</sup>	
②	設置場所：京都市教養文化・体育会館 1階（玄関ホール） 寸法：W900×D800×H1900	1台		
合計		2台	2.18 m <sup>2</sup>	300,000円

※ 使用電力計測用の子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井までの間で設置可能な高さであり、天井の点検口及び点検の際に天井に人が出入りする場合に支障が生じない箇所に設置するときに限り、子メーターを含む高さが寸法上限を超えることを認めます。

※ 平成28年度の売上総額は1,233,350円です。

※ 最低使用料は年額です。

### 3 設置事業者

設置番号①、②を合わせて1設置事業者とします。

### 4 取扱商品及び販売価格

#### (1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（スポーツ飲料、ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類及びノンアルコール飲料、ビールテイスト飲料及びこれらに類する商品の販売は行ってはいけません。

また、取扱商品については、利用者の要望に応じ、教養文化・体育会館と協議のうえ、適宜調整するものとします。

#### (2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

## 5 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) インドア型（缶，びん，ペットボトル式）の飲料用自動販売機
- (2) 環境に配慮したものとしてください。
- (3) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (4) 少なくとも1台は，車いす対応のものとしてください。
- (5) 災害救助ベンダーとしてください。
- (6) 電気子メーターを設置してください。

## 6 維持管理等

営業事業者において，自動販売機の設置から商品の補充，メニューチェンジ，空容器の回収・リサイクル，金銭管理，故障時の対応，定期的点検並びに自動販売機内部，外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

## 7 応募資格要件

仕様書を確認してください。

## 8 使用許可の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

平成31年4月1日以降については，それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障はないと本市が判断した場合，当初の使用条件を変更しないことを前提として，最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することがあります。

## 9 申込方法及び受付期間

- (1) 申込受付期間（持参又は郵送）

平成30年1月29日（月）～平成30年2月16日（金）必着

- ア 持参される場合

申込期間内の午前9時から午前12時，午後1時から午後5時に当室まで持参してください。

- イ 郵送される場合

書留郵便にて，上記期間に必着となるように当室へ送付してください。

なお，上記に該当する応募者のうち，同額の者が2者以上あった場合は，当該応募者の立会いの下，くじにより決定します。

その後，本市において応募価格が最高額であった者の資格等の審査を行います。審査段階で応募価格最高額の者が応募資格要件を満たさないことが判明した場合は，応募価格第2位の者の資格審査を行います。以下順次繰り返すこととし，2月28日（水）までに設置事業者を正式決定する予定です。

- (2) 必要書類

- ア 応募申込書
- イ 販売予定品目
- ウ 設置予定機器等の仕様がわかる資料

## 10 質問及び回答

### (1) 質問（持参のみ）

平成30年1月29日（月）～平成30年2月9日（金）

### (2) 回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に保健福祉局障害保健福祉推進室ホームページに掲載して回答します。

## 11 営業事業者の決定

### (1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

### (2) 決定予定日

平成30年2月28日（水）頃の予定

### (3) 決定後の公表

京都市情報館内の障害保健福祉推進室ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載します。

#### 【問合せ先】

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：角川・林）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話（075）222-4161

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/44-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>